一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市金立町大字金立字金立山一五四四の四六、字十一本杉三三九〇、三三九一の一、三三九一の二、三三九四の一、三四〇〇の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年六月二十二日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字小副川字高原三四四一の二、三四五一の一、三四五一の二、三四五四、三四五五、三四六二から三四六五まで、三四六八、三四六九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年六月二十二日
農林水産大臣　山本　有二
一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県奈良市大保町五三八の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）・六三六の三（国有林）、六三六の二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県庁及び奈良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年六月二十二日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県北上市和賀町岩沢一二地割一四の四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び北上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年六月二十二日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年六月二十二日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
416690	水野　有梨
416692	伊藤　伸幸
416694	山川　哲夫
416696	紀平　祐希
416698	田中　尚
416700	森山　潤三
416702	楫　友磨
416704	田野　宏之
416706	林　隆道
416708	梅原　啓佑
416710	中村　徹
416712	加藤　直
416714	杉山大二朗

○経済産業省告示第百四十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十九年六月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年六月二十二日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
416691	北川　祐介
416693	大山　雅寿
416695	會　徳鎌
416697	稲葉　康弘
416699	田中　直岐
416701	池本　秀文
416703	梅澤　健人
416705	平岡亮太朗
416707	七森　理仁
416709	黒川　賢大
416711	水本　大樹
416713	田村　隼人

○経済産業省告示第百五十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年六月二十二日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
207609	野作　忠亜

○経済産業省告示第百五十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年六月二十二日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
106537	商橋　直人

○経済産業省告示第百五十二号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年六月二十二日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
105735	山東　祥嗣
400742	松田　章宏
409892	金崎　卓也

○経済産業省告示第百五十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年六月二十二日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
414950	徳山　至宏
414951	梁川　成豪

○経済産業省告示第百五十四号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年六月二十二日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
400566	星　和明
404901	木村　勝行

○経済産業省告示第百五十五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年六月二十二日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
404908	老邑　克彦
410241	栗林　栄太
404910	安田　史朗